

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第7号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和39年岩手県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																								
<p>(公有財産規則の準用)</p> <p>第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第20条（第3項後段を除く。）までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 857 770 1296"><thead><tr><th>規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第9条</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>出納局長、課長等及び地方公所長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第15条</td><td>出納局長、課長等又は地方公所長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第9条	[略]		出納局長、課長等及び地方公所長	[略]	[略]			第15条	出納局長、課長等又は地方公所長	[略]	[略]			<p>(公有財産規則の準用)</p> <p>第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第20条（第3項後段を除く。）までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="831 857 1457 1296"><thead><tr><th>規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第9条</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>課長等、会計課総括課長及び地方公所長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第15条</td><td>課長等、会計課総括課長又は地方公所長</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	[略]			第9条	[略]		課長等、会計課総括課長及び地方公所長	[略]	[略]			第15条	課長等、会計課総括課長又は地方公所長	[略]	[略]		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																							
[略]																																									
第9条	[略]																																								
	出納局長、課長等及び地方公所長	[略]																																							
[略]																																									
第15条	出納局長、課長等又は地方公所長	[略]																																							
[略]																																									
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																							
[略]																																									
第9条	[略]																																								
	課長等、会計課総括課長及び地方公所長	[略]																																							
[略]																																									
第15条	課長等、会計課総括課長又は地方公所長	[略]																																							
[略]																																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																																									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。